

県関係機関からの意見に対する事業者の見解（新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書）

No.	ページ	区分	提出機関	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	2-8	5-1 施設計画	資源循環推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・表2-5-2の注)で、主灰について「焼却灰…などと呼ばれる」としている一方、飛灰についても「すす、焼却灰、灰など、…」としており、焼却灰という言葉が曖昧な表現のため、 「主灰（ボトムアッシュ）：焼却灰のうち焼却炉の炉底などから回収されたもの、燃えがら。」 「飛灰（フライアッシュ）：焼却灰のうち排ガス中に含まれるすすなど固体粒子状物質、集じん灰およびボイラ、ガス冷却室、再燃焼室で捕集されたばいじんを総称したもの。」 としてはいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘内容を踏まえ、評価書において分かりやすいよう記載を修正します。
2	3-21	3-21 環境整備の状況	資源循環推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・表3-2-15(1)～(3)において、本調査の対象区域内の施設のみ記載されているが、新クリーンセンターでは南佐久地域の廃棄物も処理するので、南佐久地域の現有施設についても記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、評価書において南佐久地域の現有施設についても整理し記載します。
3	3-29	2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・表3-2-26(1)の出典として、県告示及び佐久市の告示の他に小諸市告示の記載が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、小諸市については市告示により規定されているため、評価書において小諸市告示を追記します。
4	3-38	2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・表3-2-38(2)の出典「三訂版ハンドブック悪臭防止法」については、六訂版が最新と思われるので確認されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、六訂版が2012年7月に発行されているため、内容を確認し評価書において記載を修正します。
5	5-1-2	5-1 大気質	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・表5-1-2(1)について、測定項目に気象の調査頻度が記載されているが、一般環境大気質の調査頻度と混同する恐れがあり、わかりにくいので、表示を工夫されたい。（「地上気象※4季（～）」とする等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘内容を踏まえ、一般環境大気質と気象の調査頻度が区別できるよう、評価書において記載を修正します。
6	5-1-80, 5-1-111	5-1 大気質	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・年平均値から日平均値の年間98%値又は2%除外値への変換について、周辺の一般環境大気測定局の10年間の測定値から変換式を設定したとあるが、全ての測定局でそれぞれの物質について10年間データが揃っていないわけではない。資料編でよいので、変換式作成に使用したデータの詳細について記載すること（平成●年度○局、△局等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘内容を踏まえ、評価書において変換式作成に用いた測定局及び年度を記載します。

No.	ページ	区分	提出機関	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
7	5-1-101, 5-1-112	5-1 大気質	水大気環境課	・施設の稼働に伴う大気質への影響について、長期平均濃度及び短期高濃度のそれぞれの予測において、施設2炉の重合濃度の評価であるのか明確にすべきではないか。騒音、振動の評価では2炉稼働時の評価である。万が一、単炉寄与濃度とすれば、予測は「計画されたごみ処理量が最大となる時期」（「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（S61.6 全都清）」83p）が通常であり、重合濃度で評価すべきである。	・予測・評価は、2炉の重合濃度について行っています。指摘内容を踏まえ、評価書においてその旨を追記します。
8	5-1-127	5-1 大気質	水大気環境課	・表5-1-94の「適正な運転管理の実施」について、「大気汚染物質の排出の低減に努める」とすべきではないか。	・ご指摘のとおり記載を修正します。
9	5-1-127	5-1 大気質	水大気環境課	・表5-1-94の「排ガス濃度の監視」について、「常時監視」するのはSO ₂ 、NO ₂ 等で、「定期的な調査」を実施するのはダイオキシン類と思料されるが、その旨記載すべきではないか。	・常時監視については、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ばいじん、塩化水素及び水銀を測定します。また、定期的な調査としては「大気汚染防止法」に基づき硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び塩化水素、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づきダイオキシン類の測定を行います。指摘内容を踏まえ、評価書においてその旨を記載します。
10	5-2-29, 5-2-31	5-2 騒音	水大気環境課	・供用時のごみ搬入車両等の走行に伴う騒音予測について、地点Bにおける騒音レベルが現況でも交通量が多いため、比較的高い状況にある。供用後、搬入車両等による交通量の更なる増加により、近隣住民の生活に支障が生じる可能性が懸念される。人家がある地域については、特に影響が低減されるよう配慮されたい。	・地点Bについて、本事業によるごみ搬入車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.1dBと予測されることから、現況を大きく悪化させることはないと考えていますが、指摘内容を踏まえ、影響が低減されるよう、走行ルート、走行車両台数、走行時間帯等について検討を行ってまいります。
11	5-16-2 以降	5-16 廃棄物等	資源循環推進課	・「4) 予測方法」において、予測項目として挙げた建設廃棄物には、その発生量の根拠（発生源単位及びその出典）が記載されているが、発生土量及び伐採木量については、「工事計画や環境保全に基づき予測した。」との記載のみで、発生量の根拠について記載がないので、類似事例等の根拠を可能な範囲で評価書に記載されたい。（記載量によっては資料編に追加し、その旨を評価書に記載しても構わない）。	・発生土量については造成計画より算出しています。また、伐採木量については、伐採面積と類似事例より設定した面積当たりの伐採木量・抜根量により算出しています。指摘内容を踏まえ、評価書においてその旨について記載します。
12	5-16-3	5-16 廃棄物等	資源循環推進課	・本文下から2行目～1行目、「マニフェストを使用して処理する」→「マニフェストにより適正処理の確認を行う」と修正すること。	・ご指摘のとおり記載を修正します。
13	5-16-3, 5-16-5	5-16 廃棄物等	資源循環推進課	・発生量の算出ができないことを理由に、準備書（案）における建設汚泥に係る記載が削除されたが、長野県環境影響評価条例の目的を踏まえ、定量的な予測ができない場合であっても、定性的な予測及び実現可能な環境保全措置について、可能な範囲で評価書に記載されたい。	・建設汚泥については、長野県リサイクル推進指針においても再資源化等の目標が定められていることから、長野県環境影響評価条例の目的を踏まえ、評価書時点での事業計画の内容に基づき可能な範囲で予測及び評価を行うこととし、その内容を評価書に記載します。